

# 環境だより

「山、川、海、人が共生する元気なまち 津」をめざして

平成29年3月16日発行

平成29年 第1号

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354



## 大量に出る引っ越しごみは直接搬入を!

3月から4月は引っ越しのシーズンです。一度に大量に出る引っ越しごみは、直接下表のごみ処理施設へ、また、古紙などの資源物はエコ・ステーションへの搬入をお願いします。

直接搬入できない場合は、家庭ごみ収集カレンダーで収集日をよく確かめ、計画的に数回に分けて決められた日に出してください。



ごみの種類	地域	搬入場所	搬入日時	問い合わせ
燃やせるごみ	津・河芸・芸濃	西部クリーンセンター 片田田中町1304	月～金曜日8時30分～12時、 13時～16時30分 (12月31日～1月3日を除く)	環境施設課 ☎237-0671
	久居・美里・安濃・香良洲・一志・白山・美杉	クリーンセンターおおたか 森町2438-1		
燃やせないごみ 容器包装プラスチック その他プラスチック 金属、びん、ペットボトル、危険ごみ(卓上カセットボンベ・スプレー缶、使い捨てライター、蛍光管、乾電池、水銀式体温計) ※分別して搬入してください。	全て	リサイクルセンター 片田田中町1342-1		

※一般家庭から日常生活で発生したごみを自身で直接施設へ搬入する場合、20kg以下のものに無料枠を設けています。施設使用料など、詳しくは環境施設課へお問い合わせください。



## 自然体験・リメイク講座に参加しませんか!

### 自然公園の散策とシイタケ菌打ち体験

花便りも伝わる好季節に、津市リサイクルセンター内の自然公園を散策しませんか。シイタケ菌打ち体験も行います。

**とき** 4月2日(日)10時～(雨天中止) ※散策終了後にシイタケ菌打ち体験

**ところ** 津市リサイクルセンター ビジターセンター

**定員** 先着20組(シイタケ菌打ち体験のみ、散策は自由)

**持ち物** 軍手、飲み物など

**費用** 1組500円(シイタケ菌打ち体験のみ)

**申し込み** シイタケ菌打ち体験のみ電話で環境学習センター(☎237-1185)へ

**申込期間** 3月21日(火)～26日(日)  
※受け付けは9時から(月曜日休館)

### 木綿の古着で作ろう!

### 白い花のアップリケバック

**とき** 5月コース、6月コース、7月コースいずれも第1、第3、第4土曜日9時～12時

**ところ** 環境学習センター(津市リサイクルセンター2階)

**定員** 各コース先着10人

**持ち物** 古着(無地の端切れや着物など、目安は幅110cm、長さ60cm)、裁縫道具など

**費用** 受講料500円(3回分)

**申し込み** 電話で環境学習センター(☎237-1185)へ

**申込期間** 3月26日(日)～4月1日(土)  
※受け付けは9時から(月曜日休館)





## 資源物の朝出しにご協力を

市民の皆さんが「ごみ一時集積所」に出した資源物(新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、金属など)が持ち去られる行為が後を絶ちません。

資源物の持ち去り行為は、決められた収集日の前日の夜間に多く発生しているため、前日から出さずに、当日の朝に出すようご協力をお願いします。朝出しができない人は、市内にある6カ所のエコ・ステーションをご利用ください。また、地域によっては、リサイクル資源の回収活動(廃品回収)を行っていますので、ご利用ください。



ごみ一時集積所に出された資源物

## 資源物持ち去り防止パトロールを実施しています!

津市では、ごみ一時集積所を荒らしたり、危険運転を伴う資源物の持ち去り行為を防止するため、警察と連携して夜間・早朝のパトロールを実施しています。また、一部地域では自治会へ委託して行っています。パトロールは資源物収集日の前日の夜と当日の朝に、「環境パトロール実施中」の腕章、蛍光ベストを着用し、「環境パトロール実施中」を表示した車に乗って、ごみの朝出しの啓発、不審車両の監視、資源物の回収をしています。

資源物持ち去り防止のため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、持ち去り行為を発見した場合は、直接声を掛けるのは避け、発見した場所、時間、車両のナンバーなどを環境政策課(☎229-3258)または各総合支所地域振興課へご連絡ください。



パトロール車の表示



パトロール員の  
蛍光ベスト



## リサイクル資源回収活動を応援します!

ごみの減量化・再資源化を図るため、地域で自主的にリサイクル資源の回収活動(廃品回収)を行っている営利を目的としない団体(自治会や子ども会など)に、報奨金を交付しています。

### 回収活動の対象になるもの



### 回収活動団体の届け出

報奨金制度を利用するには、毎年度団体の届け出が必要です。回収活動を実施する前日までに行ってください。

### 報奨金額

集団回収したリサイクル資源量 1 kgにつき、6円の報奨金を交付します。

ただし、びん類は、1升びんは1本0.9kg、その他のびんは1本0.6kgに重量換算します。

#### 例えば

新聞を5,000kg回収して古紙業者に買い取ってもらった場合の交付金額

⇒5,000kg×6円=3万円

古紙業者の買い取り金額が2万円とすると、合計5万円が活動団体の資金となります。



問い合わせ・申し込み 環境政策課 ☎229-3258 FAX 229-3354 各総合支所地域振興課



## ごみは決められたごみ一時集積所に出しましょう!

ごみ一時集積所は自治会などで設置し管理しており、利用できる集積所も決められています。通勤途中など、決められた集積所以外の集積所には出さないようお願いします。



## エコ・ステーションをご利用ください

市内に6カ所ある「エコ・ステーション」では、古紙類や小型電子機器などの資源ごみを回収しています。ごみ一時集積所には出せないパソコン(モニターを含む)やキーボード、マウスの回収も行っていますので、ぜひご利用ください。なお、パソコンなどの個人情報データは、搬入前に必ず消去してください。



芸濃エコ・ステーション

### ◆エコ・ステーション一覧◆

エコ・ステーション	搬入できる日時	搬入品目
明神リサイクル ストックヤード (久居明神町2108-1) ☎255-8843 (久居総合支所地域振興課)	毎週水・土・日曜日 8:30~16:30 12月29日~1月3日を除く	新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、びん、ペットボトル、小型電子機器(パソコンのモニターを含む)、その他プラスチック、容器包装プラスチック(汚れが取り切れないものは燃やせるごみへ)
西部クリーンセンター (片田田中町1304) ☎229-3258 (環境政策課)	毎週月~金曜日、日曜日 9:00~12:00、13:00~16:00 祝・休日、12月31日~1月3日を除く	新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器(パソコンのモニターを含む)
河芸エコ・ステーション (河芸町久知野392) ☎244-1706 (河芸総合支所地域振興課)	毎週火・木・土・日曜日、12月29日・30日 8:30~16:30(12月30日は12:00まで) 12月31日~1月3日を除く	
香良洲エコ・ステーション (香良洲町3958-9) ☎292-4308 (香良洲総合支所地域振興課)	毎週月・火・木~日曜日、12月29日・30日 7:30~12:00、13:30~16:45(12月30日は12:00まで) 12月31日~1月3日を除く	新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器(パソコンのモニターを含む)、金属
芸濃エコ・ステーション (芸濃町北神山1450) ☎266-2516 (芸濃総合支所地域振興課)	毎週水・日曜日、12月29日・30日 9:00~16:30(12月30日は12:00まで) 12月31日~1月3日を除く	新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器(パソコンのモニターを含む)、金属(50cm角以内のもの)、自転車、危険ごみ(スプレー缶、卓上カセットボンベ、使い捨てライター、蛍光管、乾電池、水銀式体温計)
一志とこため エコ・ステーション (一志町田尻345-1) ☎293-3008 (一志総合支所地域振興課)	毎週土・日曜日、12月29日・30日 9:00~16:30(12月30日は12:00まで) 12月31日~1月3日を除く	

\*施設により搬入できる品目や日時が異なりますのでご注意ください。問い合わせは平日の8:30~17:15になります。気象警報発令時には、受け入れを一時中止する場合があります。

## リターナブルびんは地球にやさしい!

リターナブルびんとは、ビールびん、一升びん、牛乳びんなど洗って繰り返し使えるびんのことです。

酒販売店やスーパーマーケットなどに返却されたリターナブルびんは回収する業者に引き取られ、洗浄した後、酒類、飲料、調味料メーカーに納められます。そこで飲物などを

詰め再び商品として出荷されます。

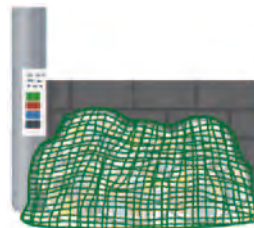
リターナブルびんは、再使用(リユース)されるので、ごみにならず、原料や製造エネルギーの節約になるので環境に優しい容器です。リターナブルびんのシステムを理解し、販売店への返却にご協力をお願いします。





## 》ごみ一時集積所の新設・変更・廃止

自治会が管理するごみ一時集積所を新設、変更(移動・移設)、廃止する場合は、事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の届出書を提出してください。届出書は、環境事業課、各総合支所地域振興課にありますのでお問い合わせください。



問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX 237-0079 各総合支所地域振興課



## 》ごみ一時集積所の補助金

自治会が管理するごみ一時集積所の設置工事などに対し補助金を交付します。

### 補助金額

**設置工事**…補助対象工事費の3分の1(工事費の額が1件当たり1万円以上のものに限る)

**改修等工事**…補助対象工事費の3分の1(工事費の額が1件当たり5万円以上のものに限る)

※設置工事、改修等工事ともに補助額の上限は15万円

※改修等工事は、前回の補助対象工事から3年以上経過していること

### 申し込み

環境事業課または各総合支所地域振興課に事前に相談の上、所定の申請書に記入し、必要な書類を添えて提出してください。



ごみネットボックス



鋼鉄製の集積庫

問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX 237-0079 各総合支所地域振興課



## 》家庭用生ごみ処理機などの購入費用を補助します

日常生活で出る生ごみを堆肥化または減量化するため、生ごみ処理機などの購入費の一部を補助します。ただし、生ごみ処理機などの消耗品(発酵剤など)は補助対象外です。

### 対象

- 市内に在住の人(セカンドハウスは除く)
- 処理機などを利用して生ごみを堆肥化または減量化できる人
- 以前にこの補助制度を利用した場合、前回の補助金交付から6年以上経過している人

### 補助金額

**生ごみ処理機**…購入金額の2分の1(上限額2万5,000円)

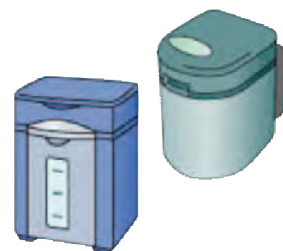
**コンポスト容器**…購入金額の2分の1(上限額3,000円)

※1世帯に1基を限度とします。

**申し込み** 環境政策課または各総合支所地域振興課にある申請用紙に必要事項を記入し、右記の全てを持参し提出 ※申請用紙は津市ホームページからもダウンロードできます。

### 申し込みに必要なもの

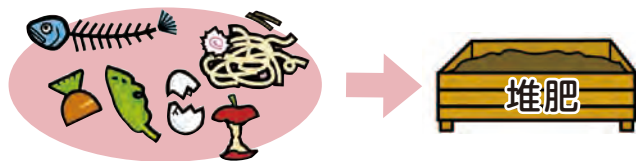
- 領収書(購入者氏名、購入年月日、購入金額、メーカー名、商品名、販売店名が記載されているもの。簡易なレシートは不可)
- 印鑑(スタンプ印は不可)
- 購入者名義の預金通帳



生ごみ処理機

**申込期限** 購入日から60日以内または購入年度の3月31日のいずれか早い日まで

※平成29年3月31日(金)までに購入したものは必ず平成29年3月31日までに申請を行ってください。



ごみの減量化

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3258 FAX 229-3354